

むつ市議会第228回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成28年7月1日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第37号 むつ市文化自然学習施設条例
- 第2 議案第38号 むつ市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第39号 むつ市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第41号 財産の取得について
(むつ市消防団むつ消防団第8分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第5 議案第42号 財産の取得について
(むつ市役所川内庁舎配備の除雪トラックを老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第6 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例等の一部を改正する条例)
- 第7 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第8 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第9 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例)
- 第10 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例)
- 第11 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市中小企業振興条例の一部を改正する条例)
- 第12 報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成28年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)
- 第13 報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市脇野沢温泉条例等の一部を改正する条例)

【議案質疑、討論、採決】

- 第14 議案第43号 平成28年度むつ市一般会計補正予算

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第15 議員提出議案第2号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	川 下 八 十 美	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	10番	東 健 而
11番	菊 池 光 弘	12番	岡 崎 健 吾
13番	鎌 田 ちよ子	14番	佐 賀 英 生
15番	大 瀧 次 男	16番	半 田 義 秋
17番	富 岡 修	18番	斉 藤 孝 昭
19番	富 岡 幸 夫	20番	村 中 徹 也
21番	白 井 二 郎	22番	中 村 正 志
23番	野 呂 泰 喜	24番	濱 田 栄 子
25番	佐々木 肇	26番	浅 利 竹 二 郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 委 員 育 会 長	高 瀬 厚 太 郎	教 育 長	遠 島 進
公 管 営 理 企 業 者	花 山 俊 春	代 監 査 委 員	阿 部 昇
総 務 政 策 部	川 西 伸 二	財 務 部 長	氏 家 剛
財 務 部 務 整 進 監 策 監	赤 坂 吉 千 代	民 生 部 長	光 野 義 厚
保 健 福 祉 部	畑 中 秀 樹	保 福 健 推 進 社 康 進 監	井 田 敦 子
経 済 部 長	高 橋 聖	建 設 部 長	吉 田 正
川 内 庁 舎 長 内 理 課 長	二 本 柳 茂	大 所 大 管 理 課 長	坂 井 隆

協庁協庁管
 野舎野
 理課
 沢長沢舎長
 選挙員局
 局長
 農委事務員局
 業会長
 公営企業
 局下水道長
 総政総務課
 務部長
 財務課
 部長
 総政総主
 策務
 務部課事

畑 中 誠
 杉 山 重 行
 工 藤 初 男
 萬 年 茂 昭
 須 藤 勝 広
 吉 田 真
 中 村 善 光

計者務部事長
 理策納室
 員長
 監査務局
 部長
 総政政推
 策進
 務部策監
 総政総課
 進
 務部略長
 室長
 総政総主
 任
 策務主
 務部課查
 務部課事

山 本 宏 子
 竹 山 清 信
 金 澤 寿々子
 村 田 尚
 角 本 力
 栗 橋 恒 平
 佐 藤 貴 昭

事務局職員出席者

事務局長
 主幹
 主任主査

柳 田 諭
 小 林 睦 子
 葛 西 信 弘

次長
 主任主査
 主任主事

東 雄 二
 村 口 一 也
 山 本 貴 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（浅利竹二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（浅利竹二郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

6月23日、各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長から、それぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第13 委員長報告、

質疑、討論、採決

○議長（浅利竹二郎） 日程第1 議案第37号 むつ市文化自然学習施設条例から、日程第13 報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの13件を一括議題といたします。

委員会付託した議案等についての各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、議案第37号から議案第39号まで、議案第

41号、報告第16号及び報告第18号から報告第20号までについて、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（8番 石田勝弘議員登壇）

○8番（石田勝弘） 総務教育常任委員会に付託されました議案4件、報告4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月23日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第37号 むつ市文化自然学習施設条例についてであります。理事者側から、文化及び自然に親しむ学習活動並びに市民の交流促進の場を提供するとともに、ジオパーク活動の推進を図ることを目的に、文化自然学習施設を設置するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、人員配置と維持管理費について質疑があり、理事者側から、施設管理人として臨時職員1名を配置し、人件費を含め年間約363万円を見込んでいるとの答弁がありました。

また別の委員から、使用料を徴収する場合の具体例と使用料の算出根拠について質疑があり、理事者側から、営利を目的とした使用をする場合や社会教育的な利用以外の場合に使用料を徴収することとしており、使用料については類似施設である「むつ市みどりのさきもり館」に合わせて設定したとの答弁がありました。

さらに別の委員から、ジオパーク活動の推進を図るということであるが、配置される臨時職員はジオパークに関する知識を有しているのかとの質

疑があり、理事者側から、臨時職員については、あくまでも施設管理を目的としており、ジオパークに関しては、現在養成しているボランティアガイドに対応していただくこととなるとの答弁がありました。

次に、議案第38号 むつ市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、むつ市長期総合計画の策定に当たり、市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更または廃止について、地方自治法の規定による議会の議決すべき事件とするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第39号 むつ市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、市の独自事務について、情報提供ネットワークシステムを活用し、他市町村等において保有する特定個人情報を利用することができるよう条文整備するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第41号 財産の取得についてですが、理事者側から、むつ市消防団むつ消防団第8分団配備の消防ポンプ自動車を、老朽化に伴い更新するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、更新時期の目途と今後の更新予定について質疑があり、理事者側から、これまでおおむね30年程度で更新しており、今後も使用年数を考慮し計画的に更新していくとの答弁がありました。

次に、報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてですが、理事

者側から、むつ市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したもので、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、固定資産税及び都市計画税の非課税範囲に、独立行政法人労働者健康安全機構の所有資産を追加したほか、法改正により引用している条項等を整備したものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてですが、理事者側から、むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、固定資産税の課税免除の適用期限を平成29年3月31日まで1年間延長したものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、適用を受けた法人について質疑があり、理事者側から、これまで適用を受けた法人はないとの答弁がありました。

次に、報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてですが、理事者側から、むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例を専決処分したもので、地域再生法の規定に基づき認定された、本社機能を含む事務所や研究及び研修などの特定業務施設を東京23区から地方に移転または拡充した場合に、固定資産税を軽減することとしたものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、対象となる特定業務施設はあるのかとの質疑があり、理事者側から、現在のところ対象となる施設はないとの答弁がありました。

また別の委員から、以前から移転または拡充し

ている特定業務施設は対象となるのかとの質疑があり、平成27年11月27日付で県が策定した地域再生計画に基づき県知事に申請し認定を受けたものが対象となり、それ以前のもは対象にならないとの答弁がありました。

次に、報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、行政不服審査法の全部改正に伴い、むつ市固定資産評価審査委員会条例において、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出に係る適用区分について規定したものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第42号、報告第21号及び報告第24号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（24番 濱田栄子議員登壇）

○24番（濱田栄子） 産業建設常任委員会に付託されました議案1件、報告2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月23日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第42号 財産の取得についてであ

りますが、理事者側から、むつ市役所川内庁舎配備の除雪トラックを、老朽化に伴い更新するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市中小企業振興条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正に伴い、条文整理をしたものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市脇野沢温泉条例等の一部を改正する条例を専決処分したもので、むつ市脇野沢温泉、むつ市ふれあい温泉川内及びむつ市湯野川温泉濃々園の入浴施設に係る使用料の額について改定したものであるとの説明がありましたが、

これに対し委員から、料金改定の経緯について質疑があり、理事者側から、条例に規定されている利用料金について、むつ市脇野沢温泉、むつ市ふれあい温泉川内及びむつ市湯野川温泉濃々園の利用料金のうち、小学生を対象とした小人の料金が青森県公衆浴場入浴料金の限度額を超えていることが判明したことから、利用料金を4月にさかのぼって190円から150円に改定したものであるとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、報告第17号及び報告第23号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（22番 中村正志議員登壇）

○22番（中村正志） 民生福祉常任委員会に付託さ

れました報告2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月23日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました報告につきましては、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程について申し上げます。

初めに、報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、地方税法施行令の一部改正に伴い、被保険者の課税限度額の引き上げ及び低所得世帯に係る軽減措置拡充のための軽減判定所得基準額について改正したものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成28年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を専決処分したもので、平成27年度予算の歳入に5億3,435万6,000円の不足を生じる見込みとなったことから、平成28年度予算の歳入を繰上充用するため、同額を歳入不足額として計上し、補正後の歳入歳出予算総額を83億3,700万1,000円としたものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時35分まで暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました5議案、8報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第37号

○議長（浅利竹二郎） まず、議案第37号 むつ市文化自然学習施設条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第38号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第38号 むつ市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第39号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第39号 むつ市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第41号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第41号 財産の取得について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市消防団むつ消防団第8分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第42号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第42号 財産の取得について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市役所川内庁舎配備の除雪トラックを老朽化に伴い更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

◇報告第16号

○議長(浅利竹二郎) 次は、報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市税条例等の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第16号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第17号

○議長(浅利竹二郎) 次は、報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

ます。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第17号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第18号

○議長(浅利竹二郎) 次は、報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。
委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第18号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第19号

○議長(浅利竹二郎) 次は、報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。
委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第19号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第20号

○議長(浅利竹二郎) 次は、報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、

総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。
委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第20号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第21号

○議長(浅利竹二郎) 次は、報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市中小企業振興条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。
委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第21号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第23号

○議長(浅利竹二郎) 次は、報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成28年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、報告及び承認を求められます。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。
委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第23号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第24号

○議長(浅利竹二郎) 次は、報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることにつ

て、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市脇野沢温泉条例等の一部を改正する条例について、報告及び承認を求められます。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。
委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第24号は委員長報告のとおり承認されました。

◎日程第14 議案質疑、討論、採決

◇議案第43号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第14 議案第43号 平成28年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第43号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議員提出議案上程、提案 理由説明、質疑、討論、採決

◇議員提出議案第2号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第15 議員提出議案第2号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番佐賀英生議員。

(14番 佐賀英生議員登壇)

○14番(佐賀英生) 議員提出議案第2号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本案は、先の第227回定例会において、次の一般選挙から定数を22人と改めるむつ市議会議員定数条例の一部を改正する条例を可決したことに伴い、本条例の常任委員会委員の定数についても、所要の改正をするため提案するものであります。

なお、本議案については、全議員26人をもって提案するものであります。

以上が上程されました議員提出議案第2号の提案理由であります。よろしく願いをいたします。

○議長(浅利竹二郎) これで提案理由の説明を終

わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(浅利竹二郎) これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第228回定例会を閉会いたします。

午前10時49分 閉会